

# (公財) やまぐち移植医療推進財団 普及啓発 DVD 貸出要領

H28. 7. 1 制定

## (目的)

第1条 この要領は、(公財)やまぐち移植医療推進財団(以下「財団」という。)が保有するアイバンク活動の普及啓発用DVD「ヒ・カ・リ」(以下、「DVD」という。)の貸し出しに関し、必要な事項を定める。

## (申請者)

第2条 DVDの貸し出しを申請できる者は、原則として学校、公共団体、企業など法人とする。個人への貸し出しは行わない。但し、協会事務局長(以下、「局長」という。)が認めた場合はこの限りではない。

## (手続き)

第3条 DVDの貸し出しを受けようとする者は、別紙様式1による「借用申込書」を財団に提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、次に挙げるすべての要件を満たす申請について行うものとする。
  - (1) アイバンク活動の普及啓発活動に資すものであること。
  - (2) 営利を目的とするものではないこと。
  - (3) 使用により著作権を侵害するおそれがないこと。
  - (4) 法令等に違反し、又は抵触して使用するものではないこと。
- 3 第1項の承認には、必要な条件を付することができる。
- 4 財団は第1項の申請書の提出があった日から2週間以内に承認又は不承認の決定を行うよう努めるものとする。

## (注意事項)

第4条 DVDの貸し出しを受けたものは、その使用について次の事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 貸し出しを受けたDVDを他の者に貸さないこと。
- (3) 貸し出しを受けたDVDを無断で複製、転載等をしないこと。
- (4) その他貸し出しの承認に付された条件を満たすこと。

(貸出期間)

第5条 DVDの貸出期間は原則30日間を限度とする。ただし、財団事務局長が特に認める場合はその期間を延長できるものとする。

(費用負担)

第6条 DVDの貸出使用料は無料とする。ただし、送料については貸出時は財団負担、返却時は貸出承認を受けた者の負担とする。

(要領違反)

第7条 本要領に違反した場合に起因する紛争(損害賠償等を含む)の責任は、貸し出しを受けた者が負うものとする。

(亡失、減失の費用弁償)

第8条 DVDを故意に紛失、破損した場合は、貸し出しを受けた者が弁済の債務を負うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、要領の実施について必要な事項は財団事務局長が別に定める。

附則 この要領は平成28年7月1日から適用する。